

総務大臣委嘱の行政相談委員をご紹介します

1 行政相談委員とは

- **行政相談委員**は、社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する人の中から**総務大臣が委嘱**するものです。
- 行政相談委員は、地域の方々の身近な相談相手として、国などの仕事やサービスに関する相談や行政の仕組みや手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を**無報酬のボランティア**で行っています。
行政相談委員は、自宅のほか、市役所・町役場、公民館などで定期的あるいは巡回して相談に応じています。
- 小城市内には、2名の行政相談委員が配置されています。

2 あなたのまちの行政相談委員は



【 古川 吉光 委員 】



【 今村 洋行 委員 】

3 行政相談委員の定例相談所は

相談会場	日 程	開設時間
小城市役所 2階 2-1会議室	毎月第2火曜日	13時半～15時半

※ 祝日、12月29日から1月3日までを除く。

4 ご協力をお願い

- 行政相談委員は、地域の方々から受けました相談の中で、**小城市の行政に係る事案について**も、関係課係に連絡するという方法で事実上の解決の促進を図っておりますので、**その際はご対応方よろしく願いいたします。**
- 行政相談委員が開設しています定例相談所等の会場の確保、広報につきましてもご協力いただきますようお願いいたします。

まぐみみ佐賀



総務省行政相談センター

行政相談のマスコット
キクーン

お問合せ先：総務省 佐賀行政監視行政相談センター
Tel 0952-22-2651 佐賀市城内2丁目10番20号